

委託業務に係る随意契約締結結果の内容及び理由書

担当課	学校教育課
委託業務名	就学システム特別支援教育就学奨励費法改正対応業務
委託業務場所	大津市教育委員会事務局学校教育課
概要	特別支援教育就学奨励費に関連する法令等の改正に伴う、世帯の収入額及び需要額の算定に係る項目の追加等、システムのデータレイアウトの改修
契約期間	令和 7 年 5 月 2 0 日から令和 7 年 6 月 1 3 日まで
契約年月日	令和 7 年 5 月 2 0 日
契約金額	1, 4 6 5, 6 9 5 円
契約の相手方	[所在地] 京都府京都市下京区四条通麩屋町西入立売東町 1 京都フコク生命四条柳馬場ビル [名称] 富士通 Japan 株式会社 関西・中部公共ビジネス統括部(京都)
契約相手方の選定理由	当該業者は就学管理システムの開発業者であり、当該システムに関する技術に精通している。また今回の改修は、本市独自のカスタマイズ部分の改修であり、仕様分析やシステム連携時における確認、不具合があった際の対応は当該業者しかできないため、当該業務の円滑かつ適正な実施のため上記の業者を選定する。
根拠規程	地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項 ② 不動産の買入れ又は借入れ、普通地方公共団体が必要とする物品の製造、修理、加工又は納入に使用させるため必要な物品の売払いその他の契約でその性質又は目的が競争入札に適しないものをするとき。 (5) 緊急の必要により競争入札に付することができないとき。 (6) 競争入札に付することが不利と認められるとき。 (7) 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき。

- (注意) 1 契約金額は、消費税及び地方消費税を含む価格です。
2 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 3 号及び第 4 号を根拠とする政策随意契約については、別途公表をしています。